

自動情報交換制度にかかるとお知らせ

平成29年1月1日以降の次のお取引の際には、お取引をされる方の居住地国(例:日本)の届出が必要となります。

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「実特法」)」の施行に伴い、JAにおける対象となるお取引の際に、氏名、住所などとあわせて居住地国(例:日本)を記載した届出書(新規届出書等)の提出が必要となりました。(詳細については裏面をご参照ください。)

共済でお手続きいただく内容

実特法で定める事項にもとづいて、下記のお取引を行う場合には、住所氏名等とあわせて「現在居住されている国」について、所定の届出書にご記入をいただき、ご提出いただくこととなります。日本に居住されている場合でも、その旨の届出をいただくこととなります。

JA共済で届出書が必要となるお取引(生命総合共済、建物更生共済など)

- ① 共済契約の締結
新たな共済契約者様とお取引を開始する手続き(権利譲渡)も該当します。
- ② 年金支払開始手続き(年金受取人が契約者以外の場合)
- ③ 解約・消滅返戻金のお受取
- ④ 満期共済金のお受取
- ⑤ 年金のお受取

自動情報交換制度に関する情報については、国税庁ホームページにてご確認くださいことができます。

国税庁ホームページ：

<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>

お手続きの詳細や、海外への転居等の際のお手続きについては、JAの窓口にお問合せください。

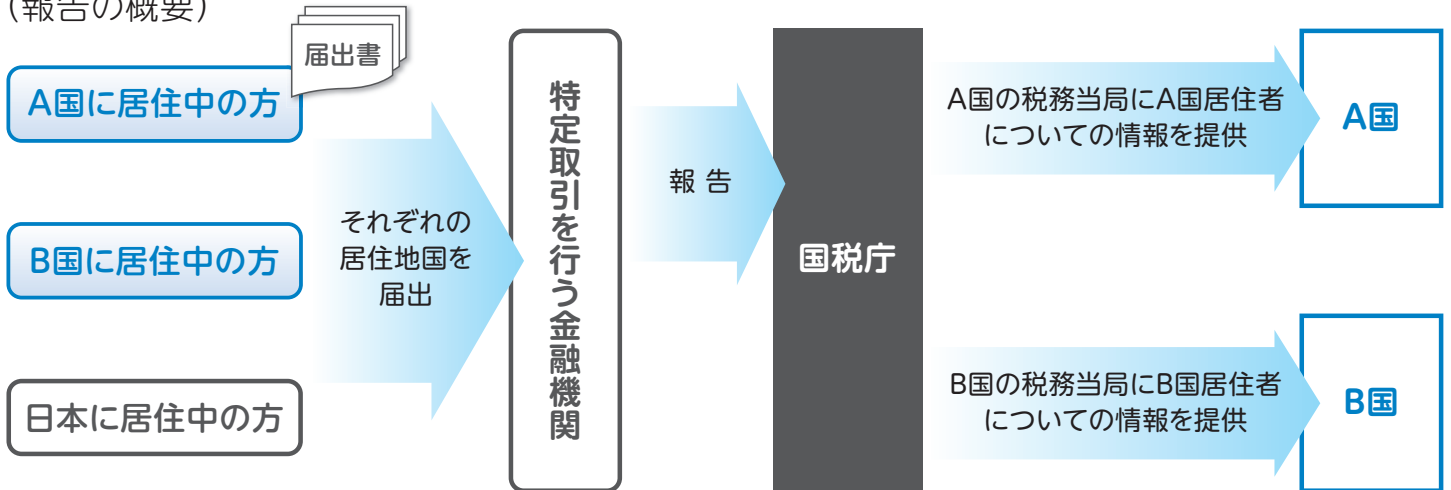


共通報告基準(CRS)に基づく自動情報交換

外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)※」に従って、金融機関が非居住者(日本以外に居住している者)にかかる金融口座・取引の情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。

日本においても、平成27年度税制改正において、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」が改正され、**銀行などの預金機関、保険会社、証券会社等の金融機関が、顧客の金融口座情報を所轄税務署長に報告することとなります。**

(報告の概要)



(届出書の記載について)

	新規届出書
提出者(個人・法人)	共済契約者、共済金等受取人(口座名義人)
提出時期	共済契約の締結などの各お取引の際
主な届出事項	<ul style="list-style-type: none">氏名、住所、生年月日居住地国名、および居住地国が日本以外である場合には当該居住地国の納税者番号

※共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)とは

自動情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法や、情報の範囲等を各国で共通化する国際基準のことをいいます。